

情報公開制度の手引

平成28年4月

(令和5年4月改訂)

東 広 島 市

目 次

第1章 総則

第1条 目的	1
第2条 定義	3
第3条 実施機関の責務	7
第4条 利用者の責務	8

第2章 公文書の公開

第5条 公文書の公開を請求できるもの	9
第6条 公文書の公開の請求手続	11
第7条 公開請求に対する決定等	13
第8条 公文書の公開義務	19
第9条 公文書の部分公開	40
第10条 公益上の理由による裁量的公開	41
第11条 公文書の存否に関する情報	42
第12条 公文書の任意的公開	43
第13条 事案の移送	44
第14条 第三者に対する意見書提出の機会の付与等	46
第15条 公文書の公開の実施方法	48
第16条 手数料	49

第3章 審査請求等

第17条 審理員による審理手続に関する規定の適用除外	51
第18条 審査会への諮問	52
第19条 第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続	54

第4章 雑則

第20条 法令等との調整	55
第21条 情報の提供	57
第22条 出資法人の情報公開	58
第23条 検索資料の作成	59
第24条 運用状況の公表	60
第25条 委任	61

第1章 総則

第1条（目的）

第1条 この条例は、地方自治の本旨に基づき、市民の公文書の公開を求める権利を明らかにし、市政に関する情報の公開に関し必要な事項を定めることにより、市が市政に関し市民に説明する責務を全うするよう努めるとともに、市民の市政に対する理解と信頼を深め、市政への参加をより一層推進し、もって公正で開かれた市政の発展に資することを目的とする。

【趣旨】

本条は、東広島市情報公開条例（以下「条例」という。）の目的を明らかにし、条例第3条の「実施機関の責務」とともに、条例全体の解釈の指針となるものである。したがって、各条項の解釈及び運用は、常に本条に照らして行わなければならない。

【解釈及び運用】

- 1 「地方自治法の本旨に基づき」とは、市が市民に対し説明する責務は地方自治の本旨に由来するものであることをいい、情報公開制度が、単に条例に基づく制度であるということにとどまらず、地方自治の本旨という憲法上の理念を踏まえた制度であることをいう。
- 2 「市民の公文書の公開を求める権利」とは、市が保有する公文書の公開を求める市民の権利をいい、実施機関は、条例で定める要件を満たしたものの公開請求に応じる義務を負う。
市民の公開請求に対する実施機関の部分公開、非公開決定等に対しては、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定に基づく審査請求や行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）に基づく決定（処分）の取消訴訟の提起といった法的な救済手段が保障されている。
なお、上記の場合のほか、第三者に関する情報が記録されている公文書を公開する場合に、当該第三者からの審査請求等の法的救済手段も保障されている。
- 3 「市政に関する情報の公開に関し必要な事項」とは、公開する公文書の範囲、公開の請求手続その他の公文書の公開に関する事項のほか、情報提供の実施のために必要な事項をいう。
- 4 「市が市政に関し市民に説明する責務を全うするよう努める」とは、市民から市政を付託された市が、市政の諸活動の状況を具体的に明らかにし、市民に対して説明する責務を果たすよう努めるという趣旨である。
- 5 「市民の市政に対する理解と信頼を深め、市政への参加をより一層推進し、もって公正で開かれた市政の発展に資する」とは、市と市民との間の行政情報の流れを豊かにし、市政への参加を促進するとともに、公正で活力に満ちた市政を推進するという目的を明らかにしたものである。
- 6 公文書の公開と情報提供施策との関係

公文書の公開は、保有している公文書をありのままに公開しなければならないものであり、市民がその内容を直ちに理解しにくい場合がある。

これに対して、情報提供施策は、市の情報をわかりやすく整理し、広報紙等を通じて市民に対して積極的に提供するものであり、公文書をそのまま公開することに比べて、多くの人に理解しやすい形で提供できる利点がある。

したがって、市政に対する理解と信頼を深め、市政への参加を促進し、開かれた市政を推進するためには、条例第21条で「市政に関する情報を市民に積極的に提供するよう努める」と規定するように、現行の情報提供施策の充実を図り、公開請求に対する公文書の公開とともに、総合的に情報の公開を推進することが必要である。

また、個々の事務事業を円滑に執行するため、市が保有する情報を関係者に提供することは、この条例の規定により禁止、制限されるものではなく、個人情報の取扱いに留意しつつ、当該情報の内容、事務事業の趣旨及び目的に即して、個々の事務事業の中で判断されるべきである。

7 文書の取扱い

文書の收受、起案、保管、保存、廃棄その他一切の文書の取扱いは、情報公開制度を円滑、適正に行うための前提となるものであるので、文書事務取扱規程等の定めるところにより、適正に行わなければならない。

第2条（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、消防長及び議会をいう。

(2) 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されたもの

イ 歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

【趣旨】

本条は、条例において用いる「実施機関」及び「公文書」について定義したものである。

【解釈及び運用】

1 第1号関係

(1) 「実施機関」は、地方自治法（昭和22年法律第67号）及び消防組織法（昭和22年法律第226号）により独立して事務を管理し、執行する権限を有する機関並びに議会をもって公文書の公開を実施する機関とする。

各実施機関は、この条例に基づく事務を自らの判断と責任において誠実に執行しなければならない。

(2) 「実施機関の職員」とは、市長、行政委員会の委員及び監査委員のほか、実施機関の職務上の指揮監督権限に服するすべての職員（臨時、非常勤職員を含む。）をいい、実施機関の附属機関の委員を含む。

2 第2号関係

(1) 「職務上作成し、又は取得した」とは、実施機関の職員が自己の職務の範囲内において事実上作成し、又は取得した場合をいい、法律上の作成権限又は取得権限を有するか否かを問わない。職務には、地方自治法第180条の2又は第180条の7の規定により他の実施機関から委任を受け、又は他の実施機関の補助執行として処理している事務等を含む。

作成したこと又は取得したことについて、文書管理のための帳簿に記載すること、收受印があること等の手続的な要件を満たすことを必要とするものでは

ない。

- (2) 「文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）」とは、実施機関において現に事務又は事業において用いられる記録の形式を網羅するものである。

公開請求の対象は、「情報」ではなく「公文書」であるため、公開請求のあった情報を含む公文書全体が公開の対象となり、「公開請求のあった公文書のうち、公開請求に係る情報が含まれていない部分を非公開とすることは許されない（平成17年最高裁判決）」のであり、公開請求に係る情報ではない部分を削除し、又は公文書に加工、修正等を加えることも許されない。

ア 「文書、図画」とは、人の思想等を文字若しくは記号又は象形を用いて有体物に可視的状态で表現したものをいい、紙の文書のほか、図面、写真、これらを写したマイクロフィルム等が含まれる。

例：起案文書、供覧文書、台帳、電算出力帳票、カード類、地図、図面、ポスター等

イ 「電磁的記録」とは、電子計算機による情報処理の用に供される、いわゆる電子情報の記録に限られず、録音テープ、ビデオテープ等の内容の確認に再生用の専用機器を用いる必要のある記録も含まれる。また、電子計算機による情報処理のためのプログラムについても、電磁的記録に該当する。

「電磁的記録」には、ディスプレイに情報を表示するため一時的にメモリに蓄積される情報、ハードディスク上に一時的に生成されるテンポラリファイル等は含まれない。

なお、電磁的記録を用紙に出力したものについては、「文書、図画」として条例の対象となる。

- (3) 「当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」とは、公文書を実施機関の職員が作成し、又は取得した後に、当該実施機関が業務上必要なものとして、利用又は保有しているもの（組織的共用文書）をいう。決裁、供覧、内部検討等に付しているかどうかといった事案処理手続を要件としておらず、組織的共用文書であれば公開の対象となる。

- (4) 組織的共用文書に該当するかどうかの判断

「組織的に用いるとは、作成又は取得に関与した職員個人の段階のものではなく、組織としての共用文書の実質を備えた状態、すなわち、当該行政機関の組織において、業務上必要なものとして、利用され、又は保存されている状態のものを意味すると解され、これについては、当該文書等の作成又は取得の状況、利用の状況、保存または廃棄の状況等を総合的に考慮して実質的に判断すべき（平成19年12月20日東京高裁判決）」である。

作成又は取得された文書、図画又は電磁的記録が組織的に用いるものに当たると判断するかどうかの判断は、

- ①作成又は取得の状況（職員個人の便宜のためにのみ作成又は取得するものであるかどうか、直接的又は間接的に当該実施機関の長等の管理監督者の指示等の関与があったものであるかどうか）
- ②利用の状況（業務上必要として他の職員又は部外に配付されたものであるか

どうか、他の職員がその職務上利用しているものであるかどうか)

③保存又は廃棄の状況（専ら当該職員の判断で処理できる性質のものであるかどうか、組織として管理している職員共用の保存場所で保存されているものであるかどうか）

などを総合的に考慮して行う。

また、組織として共用文書たる実質を備えた状態になる時点については、当該組織における文書、図画又は電磁的記録の利用又は保存の実態により判断するものであるが、例えば、①決裁を要するものについては起案文書が作成され、回議に付された時点、②会議に提出した時点、③申請書等が実施機関の事務所に到達した時点、④組織として管理している職員共用の保存場所に保存した時点等が挙げられる。

(5) 組織的共用文書に該当しないもの

職員が自己の便宜のために所持する図書の写しや個人的な検討段階にあるメモ、資料、下書き原稿などは、組織的共用文書に該当しない。ただし、内部検討に付し、又は起案文書に添付するなど、組織的に用いている状態にあれば、組織的共用文書に該当する。

①職員が単独で作成し、又は取得した文書、図画又は電磁的記録であって、専ら自己の職務の遂行の便宜のためにのみ利用し、組織としての利用を予定していないもの（自己研さんのための研究資料、備忘録等）

②職員が自己の職務の遂行の便宜のために利用する正式文書と重複する当該文書の写し

③職員の個人的な検討段階に留まるもの（決裁文書の起案前の職員の検討段階の文書、図画又は電磁的記録等。ただし、担当職員が原案の検討過程で作成する文書、図画又は電磁的記録であっても、組織において業務上必要なものとして保存されているものは除く。）

(6) 「保有している」とは、所持すなわち物を事実上支配している状態を意味する。文書、図画又は電磁的記録を書庫等で保管し、又は倉庫業者等に保管させている場合であっても、当該文書、図画又は電磁的記録を事実上支配していれば、所持に該当し、「保有している」に該当する。

なお、一時的に文書を借用し、又は預かっている場合等、当該文書、図画又は電磁的記録を支配していると認められない場合は、「保有している」には当たらない。

(7) 電磁的記録の範囲

全ての電磁的記録が公開の対象となり、いかなる記録媒体に保存しているかを問わない。したがって、再生機器等を用いなければ情報を知覚し得ない磁気テープ、光ディスク等に保存された情報も公開の対象となる。

(8) 「公文書」に該当しないもの

ア 「官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの」（本号ア）は、適用除外とする。

紙媒体のものに限られるものではなく、インターネット上で不特定多数の者への有償頒布を目的として発行される新聞、雑誌、書籍等も含まれる。

販売されたものに係る著作権法（昭和45年法律第48号）の適用関係、

絶版等による入手の可能性等をその都度判定することは困難であるため、市販されたものは一律に適用除外とする趣旨である。

イ 「歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの」(本号イ)は、適用除外とする。

貴重な資料の保存、学術研究等への寄与の観点から、図書館などにおいて、それぞれ定められた閲覧範囲や利用範囲に関する基準等に従って保管等がされる歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料をいう。

ウ その他適用除外となる公文書(第20条第3項)

図書館その他これに類する市の施設において市民の利用に供することを目的として管理している公文書については、適用しない。

(9) 文書の收受、起案、保管、保存、廃棄その他一切の文書の取扱いは、情報公開制度を円滑、適正に行うための前提となるものであるので、文書事務取扱規程等の定めるところにより、適正に行わなければならない。

第3条（実施機関の責務）

第3条 実施機関は、市民の公文書の公開を求める権利が十分に尊重されるように、この条例を解釈し、運用しなければならない。この場合において、実施機関は、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

【趣旨】

本条は、実施機関がこの条例を解釈運用するに当たり、公開の原則の徹底と個人に関する情報の配慮について、基本方針を定めたものである。

【解釈及び運用】

- 1 「市民の公文書の公開を求める権利が十分に尊重される」とは、条例の基本理念が原則公開であることを定め、「権利が十分に尊重される」とは、実施機関が公文書の公開決定等を判断する場合だけでなく、公開請求の手続等を行う場合においても、適正な対応を行うことを定めたものである。
- 2 「個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない」とは、個人に関する情報（条例第8条第2号本文）は、原則公開の理念の下においても最大限に保護されるべきであり、正当な理由なく公にされることがあってはならないことを明確にしたものである。

第4条（利用者の責務）

第4条 この条例の定めるところにより公文書の公開を請求しようとするものは、この条例の目的に即し、適正な請求をするとともに、公文書の公開を受けたときは、これによって得た情報を適正に使用しなければならない。

【趣旨】

本条は、公文書の公開を請求しようとするもの及び公開を受けたものの責務として、公文書の公開を請求しようとするものに対しては条例の目的に即して適正な請求をするよう、公文書の公開を受けたものに対してはこれによって得た情報を条例の目的に従って利用するよう訓示的に定めたものである。

【解釈及び運用】

- 1 「この条例の目的に即し」とは、第1条に規定する目的に従ってという意味であり、市民の市政に対する理解と信頼を深め、市政への参加をより一層推進し、もって公正で開かれた市政の発展に資するという目的に従って利用されることを期待するものである。
- 2 「適正な請求をする」とは、前記1の目的に沿った公開請求とは言い難い不適正な請求に対しては、権利濫用の一般法理により排除することがあり得るため、公開請求者への注意喚起のために規定を設けたものである。ただし、次に示すように、一般法理の適用は厳格に行われなければならないことに留意しなければならない。
「行政文書が著しく大量である場合又は対象文書の検索に相当な手数を要する場合に、これを権利濫用として不開示とすることができるのは、請求を受けた行政機関が、平素から適正な文書管理に意を用いていて、その分類、保存、管理に問題がないにもかかわらず、その開示に至るまで相当な手数を要し、その処理を行うことにより当該機関の通常業務に著しい支障を生じさせる場合であって、開示請求者が専らそのような支障を生じさせることを目的として開示請求するときや、より迅速・合理的な開示請求の方法があるにもかかわらず、そのような開示方法を拒否し、あえて迂遠な請求を行うことにより、当該行政機関に著しい負担を生じさせるようなごく例外的なときに限定される（平成15年10月31日東京地裁判決）」
- 3 「適正に使用しなければならない」とは、公開によって得た情報は、社会通念上の良識に従って使用しなければならないが、仮にも濫用して他人の権利や利益を侵害するようなことがあってはならないことをいう。

第2章 公文書の公開

第5条（公文書の公開を請求できるもの）

第5条 次に掲げるものは、実施機関に対し、公文書の公開（第5号に掲げるもの
にあつては、そのものの有する利害関係に係る公文書の公開に限る。）を請求す
ることができる。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 市内に存する学校に在学する者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務又は事業に利害関係を有す
るもの

【趣旨】

本条は、公文書の公開を求める権利を付与され、その権利に基づき公文書の公開
を請求できるもの（以下「請求権者」という。）の範囲を定めたものである。

【解釈及び運用】

1 第1号関係

「市内に住所を有する者」とは、市の区域内に生活の本拠を有する個人（外国
人を含む。）をいう。

2 第2号、第3号関係

(1) 「市内に事務所又は事業所を有する」とは、市内に本店、支店、出張所、営
業所、工場、作業場その他社会的・経済的活動等を営む拠点を有することをい
う。

(2) 「法人」とは、営利法人、学校法人、宗教法人、公益法人、特定非営利活動
法人その他法人格を有するすべての団体をいう。

(3) 「その他の団体」とは、自治会、商店会、消費者団体、青年団、PTA等
あつて、法人格はないが、代表者又は管理人が定められているものをいう。

3 第4号関係

「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校、専修
学校、各種学校等のほか、法令等に規定されているか否かを問わず、すべての教
育訓練関係施設をいう。

4 第5号関係

(1) 「実施機関が行う事務又は事業に利害関係を有するもの」とは、実施機関の
事務又は事業によって、自己の権利利益に直接的な影響を受けるもの又は直接
的な影響を受けることが確実に予想されるものをいい、自然人であるか法人そ
の他の団体であるかを問わない。

- (2) 利害関係を有するものが公開請求できる公文書は、利害関係が認められる公文書に限られる。
- (3) 利害関係を有するものの判断は、公開請求の受付に当たって、公開請求書に記載された事項を審査することにより行う。この場合において、利害関係の内容及び請求に係る公文書との関連性の確認・審査を行うものとする。
- 5 請求権者であるかどうかの確認は、公開請求書の記載事項を形式的に審査して行い、本人等を証明するものの提示を求めるものではない。
- 6 代理人による請求も認めることとするが、この場合は、委任状等の提出を求め、代理関係を確認するものとする。
- 7 請求権者以外のものから公文書の公開を求められた場合は、実施機関は、これに応じる義務はないが、条例第12条の「任意的公開」に努めるものとする。
なお、任意的公開の場合は、審査請求及び行政事件訴訟の対象とならない。
- 8 未成年者からの請求については、法定代理人による請求のほか、単独での公開の請求も受け付けるものとする。

第6条（公文書の公開の請求手続）

第6条 前条の規定による公文書の公開の請求（以下「公開請求」という。）をしようとするものは、公開請求に係る公文書を保有している実施機関に対し、次に掲げる事項を記載した請求書（以下「公開請求書」という。）を提出しなければならない。

- (1) 住所及び氏名（法人その他の団体にあつては、事務所又は事業所の所在地並びに名称及び代表者の氏名）
- (2) 公文書の名称その他の公開請求に係る公文書を特定するに足りる事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 実施機関は、公開請求書に形式上の不備があると認めるときは、公開請求をしたもの（以下「公開請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

【趣旨】

本条は、公文書の公開に係る具体的な請求手続を定めたものである。

【解釈及び運用】

1 第1項関係

(1) 公開請求書の提出

ア 公開請求は、実施機関に対して公開請求書を提出して行う（書面主義）。

公開請求書の提出は、窓口のほか、郵送、ファックス、電子申請システムによる場合も認められる。

また、公開請求がファックス又は電子申請によるものであるときは、当該公開請求書の受信日をもって公開請求書が提出された日とする。

イ 公開請求書は、公開請求する公文書1件につき1枚提出させるものとする。ただし、公開請求のあった公文書に係る事務事業を担当する課等（以下「担当部署」という。）が同一と判断でき、かつ、件数が不明な場合又は件数が公開請求書に記載可能な程度に少ない場合は、この限りでない。

ウ 公開請求者が条例第5条に規定する公開請求権者であるかどうかの確認は、公開請求書に記載された内容で確認するものとし、当該公開請求権者であることを証明する書類等の提出は求めないものとする。

エ 規則で定める様式以外の様式で公開請求があった場合は、当該様式に記載された事項が規則で定める記載事項の要件を満たしているときは、これを受け付けるものとする。

(2) 第2号の「公文書の名称その他の公開請求に係る公文書を特定するに足りる事項」に記載された内容は、公開請求を受けた実施機関が合理的な努力をする

ことにより、公文書を特定することが可能な程度の内容が記載されていることが必要である。

2 第2項関係

- (1) 「公開請求書に形式上の不備があると認めるとき」とは、住所、氏名等に記載漏れがある場合のほか、「公文書の名称その他の公開請求に係る公文書を特定するに足りる事項」の記載に不備があり、公開請求に係る公文書を特定することができない場合等をいう。
- (2) 公開請求者は、公文書の名称を知らない場合が通常であるため、可能な限り公開を求める内容を記載させるものとする。この場合において、名称が記載されていないことのみをもって「形式上の不備」とすることはできない。
- (3) 実施機関は、公開請求者の求めがなくても、公開請求者に対して補正の参考となる情報を提供するように努め、情報公開制度の円滑な運用を図るものとする。
- (4) 補正を求める場合は、公開請求者に対し、補正すべき部分、適切な記載方法又は内容及び補正を求める理由を示し、補正の参考となる情報を提供するものとする。
- (5) 「相当の期間」とは、東広島市行政手続条例第7条に規定する「相当の期間」と同義であり、公開請求者が補正をするのに社会通念上必要とされる期間を意味し、個別の事案に応じて実施機関が判断する。
- (6) 実施機関が「相当な期間」を定めて補正を求めたにもかかわらず、当該期間を経過してもなお、公開請求者が不備を補正しない場合は、その不備な部分が軽微なものであるときを除き、東広島市行政手続条例第7条の規定に基づき、公開請求を拒否する決定（第7条第1項による非公開決定）をする。
- (7) 補正の方法
補正については、公開請求者に対して、窓口への来所による公開請求書の修正又は公開請求書の記載を修正する旨の書面の提出を求め、公開請求者本人に公開請求書の記載を修正してもらうことが望ましい。
ただし、不備な部分が明らかな誤字・脱字等の軽微な場合や、公開請求者本人に公開請求書の記載の修正を求めることが困難な場合等には、公開請求者から聴取した内容を聴取書で整理して補正に代えることも可能とする。また、公開請求者の了解を得たうえで、窓口等の担当者が公開請求者本人に代わって記載を修正することも可能である。この場合には、必要に応じて、修正した公開請求書の写しを公開請求者に送付し確認を求めるなど、事後のトラブルが生じないように十分配慮する。
「市の担当課は、開示請求者にどのような情報が必要であるか3回繰り返して文書で質問し、請求の特定を促したが、開示請求者は文書の特定に協力しない対応に終始し、行政機関をいたずらに疲弊させかねない対応をしていることが認められるので、公開請求書に不備があり、不適法である。よって、本件で補正を求めることなく不開示決定を行ったことは、その裁量権の逸脱濫用とはいえない（平成20年7月30日名古屋地裁判決）」
- (8) 「補正の参考となる情報」とは、例えば、公文書を特定するに足りる事項の記載に不備がある場合においては、公文書の名称等の情報をいう。

第7条（公開請求に対する決定等）

第7条 実施機関は、公開請求に係る公文書の全部又は一部を公開するときにあつてはその旨の決定（以下「公開決定」という。）を、公開請求に係る公文書の全部を公開しないとき（第11条の規定により公開請求を拒否するとき及び公開請求に係る公文書を保有していないときを含む。以下同じ。）にあつては公開しない旨の決定をしなければならない。

2 実施機関は、前項の決定（以下「公開決定等」という。）をしたときは、公開請求者に対し、速やかにその旨を書面により通知しなければならない。ただし、公開請求に係る公文書の全部を直ちに公開する場合は、この限りでない。

3 公開決定等は、公開請求があつた日の翌日から起算して15日以内にしなければならない。ただし、前条第2項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

4 実施機関は、第1項の規定により公開請求に係る公文書の全部又は一部を公開しないときは、その理由を第2項の書面に記載しなければならない。この場合において、公開請求に係る公文書に記録されている情報が次条各号に掲げる情報に該当しないこととなる時期が明示できるときは、その時期を併せて記載しなければならない。

5 第3項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により速やかに通知しなければならない。

6 実施機関は、公開請求に係る公文書が著しく大量であるため、公開請求があつた日の翌日から起算して45日以内にそのすべてについて公開決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがある場合には、第3項及び前項の規定にかかわらず、公開請求に係る公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に公開決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に公開決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、第3項に規定する期間内に、公開請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この項の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの公文書について公開決定等をする期限

【趣旨】

本条は、公開請求に対する実施機関の応答義務及び応答の形態を明らかにし、第11条に規定する存否応答拒否をする場合及び文書の不存在を理由として非公開とする場合についても、明確に処分として位置づけることを定めたものである。

実施機関は、公開請求に対し、第1項に規定する決定のいずれかをしなければならぬ。

また、公開決定等を行うべき原則的な期限並びに正当な理由がある場合の延長の期限及び手続について定めるとともに、公開請求に係る公文書が著しく大量である場合等のため、これを処理することにより通常の事務の遂行に著しい支障が生じることを避ける必要がある場合における公開決定期限等の特例を定めたものである。

【解釈及び運用】

1 第1項関係

- (1) 「その旨の決定」とは、全部公開決定又は部分公開決定をいう。
- (2) 「公開しない旨の決定」とは、非公開決定をいうが、決定の理由に応じ、東広島市情報公開条例施行規則（平成16年東広島市規則第10号。以下「規則」という。）で定める公文書非公開決定通知書又は公文書存否応答拒否決定通知書により通知する。

2 第2項関係

- (1) 「書面により通知しなければならない」とは、公開可否の決定は行政処分であり、審査請求及び行政事件訴訟の対象となることを踏まえ、請求に係る事実関係を明らかにする必要があるため、要式行為とすることをいう。
- (2) 規則で定める公文書公開決定通知書及び公文書部分公開決定通知書の「公開を実施することができる日時及び場所」欄は、公開請求者が閲覧又は写し等の交付のために来庁するときはあらかじめ公開請求者と日時及び場所を調整の上、その日時及び場所を記載するものとし、郵送等により送付する場合は記載を要しない。
- (3) 「公開の日時」は、公開を実施する指定日時又は公開を実施できる期間を表すものであり、当該期間において、公開を認めるものである。
- (4) 公開期間を経過しても、公開請求者が閲覧又は写し等の受領のために来庁しない場合において、来庁しないことにつき合理的理由の説明がなく、実施機関による催告をしてもなお、公開請求者が応じない場合は、公開を実施したものとみなす。この場合において、公開に応じるよう催告する方法は、電話等によるもののほか、文書により期限を定めて行うものとする。
- (5) 公開請求のあった公文書のうち、①過去の公開請求で全部公開した公文書（請求時点でも判断が変わらないもの）、②当該公文書の特定が容易でかつ当該公文書が少量であり、その全部を公開することが明らかなものについては、書面による決定通知を経ることなく、窓口等において閲覧に供し、又は所定の手数料を納付させた上で写し等の交付を行うことができる（本項ただし書）。

①については、既に公開することについて内部決裁を経ていることから、書面による通知を行うことなく、直ちに公開することができることとしている。

②については、過去に公表した公文書や現に公開している公文書などが想定

されるが、当該全部を公開する公文書の特定に誤りが生じないように、あらかじめ所属で当該全部を公開する公文書を定めておかなければならない。

なお、事務事業の遂行のため積極的に市民等に情報提供をする必要がある場合（住民説明会の資料、パンフレットの配布等）は、公開請求によらないで、任意に情報提供することを妨げない。

3 第3項関係

- (1) 「公開請求があった日」とは、公開請求書が実施機関に到達した日（受付日）をいい、ファックス、電子申請システムによる公開請求の場合は、その受信日をいう。
- (2) 「公開請求があった日～の翌日から起算して15日以内」とは、公開請求があった日を初日として算入せず、公開請求があった日の翌日から起算して15日目が決定期間の満了日となることをいう。この場合において、実施機関は、公開請求のあった日以後、可能な限り速やかに決定するよう努めるものとする。
- (3) 15日目の日が休日（東広島市の休日を定める条例（平成元年東広島市条例第6号）第1条に規定する休日をいう。）に当たるときは、その日以後において最も近い休日でない日をもって満了日とする（民法第142条）。
- (4) 公開請求者が補正をした場合は、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

4 第4項関係

- (1) 「その理由を第2項の書面に記載しなければならない」とは、「公文書部分公開決定通知書」、「公文書非公開決定通知書」又は「公文書存否応答拒否決定通知書」に、公文書を公開しない理由等を具体的かつ簡潔に記載することを実施機関に義務付けたものである。

「公文書の非開示決定通知書に付記すべき理由としては、開示請求者において条例の非開示事由のどれに該当するのかをその根拠とともに了知し得るものでなければならない（平成4年12月10日最高裁判決）」

- (2) 「公開請求に係る公文書に記録されている情報が第8条各号に掲げる情報に該当しないこととなる時期が明示できるとき」とは、公文書を公開しない旨の決定があった情報が、公開しない理由が消滅することにより、公開することができるようになる期日（年月日）について、第2項の書面に明示できることをいう。
- (3) 「併せて記載しなければならない」場合の時期の記載は、公文書の公開請求者の権利をできる限り尊重する立場から公文書を公開することができるようになる期日を教示するものであり、その公文書について当該期日に公開をする決定ではない。公開請求者は、その期日の経過後に改めて公文書の公開請求を行わなければならない。

5 第5項関係

- (1) 「事務処理上の困難その他正当な理由」とは、実施機関が、公開請求に対して、第3項の期間内に公開決定等をするよう誠実に努力しても、当該期間内に公開決定等をする事ができないと認められる事情をいい、おおむね次のような場合をいう。

ア 一度に多くの種類の公開請求があり、公開請求に係る公文書を短期間に検

索することが困難であるとき又は公開請求のあった公文書の内容が複雑で、短期間に公開決定等を行うことが困難であるとき。

イ 複数の部署に関連する情報に係る公開請求であって、意見調整に相当の日数を要するとき。

ウ 公開請求に係る公文書が多岐にわたり多量であるなどのため、公開決定等に相当の日数を要するとき。

エ 公開請求があった公文書に第三者に関する情報が記録されているため、条例第14条に基づく意見書の提出の機会の付与により日数を要するとき。

オ 災害等の発生や一時的な業務量の増大等のため、通常の業務を行うことができず、短期間に公開決定等を行うことが困難であるとき。

カ 年末年始等執務を行わない期間があるときその他合理的な理由により、期間内に公開決定等を行うことが困難であるとき。

(2) 本項を適用する場合は、第3項に規定する期間内に公開請求者に対し、規則で定める公文書公開決定期間延長通知書により通知する。

6 第6項関係

(1) 本項は、「公開請求に係る公文書が著しく大量」であり、かつ、「事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがある」場合にのみ適用する。

「開示請求の処理に多大な時間と労力を要するとしても、内部の人的、物的な工夫、調整で対応可能である（平成19年2月22日徳島地裁判決）」場合もあり、その適用は慎重に行われなければならない。

(2) 本項を適用する場合は、第3項に規定する期間内に公開請求者に対し、規則で定める公文書公開決定期間特例延長通知書により通知する。

【参考】第7条第2項ただし書関係

平成28年3月30日付け総務部長・財務部長通知（抜粋）

平成28年3月30日

各所属長様

総務部長
財務部長

東広島市個人情報保護条例及び東広島市情報公開条例の一部改正に伴う公文書の
写し等の交付に係る取扱い及び財務マスタの新設要望について（通知）

行政不服審査法（平成26年法律第68号）が平成28年4月1日に施行されることに伴い、同法に基づく書類等の写しの交付について、新たに手数料を設定しました。このことに併せて、東広島市個人情報保護条例（平成13年東広島市条例第6号）及び東広島市情報公開条例（平成15年東広島市条例第31号。以下「情報公開条例」という。）の一部を改正し、平成28年4月1日から施行することに伴い、同日以後に個人情報開示請求並びに公文書公開請求及び任意的公開の申出（以下「公開請求等」という。）のあった公文書の写し等の交付並びに任意の情報提供の取扱いを次のとおり定めたので通知します。

このことに伴い、平成25年6月27日付け総務部長通知「市民対応の際の執務用複写機を使用した場合の実費徴収について」は廃止しますので、適正な事務の執行に努めてください。

また、新年度予算において諸収入（雑入）で計上しているものもありますが、開示請求及び公開請求等に係る公文書の交付に係る歳入は、諸収入の款雑入の項ではなく、使用料及び手数料の款での歳入調定、収入の執行となります。

そこで、調定伝票の作成に必要な財務マスタ登録は、これまでと同様に調定の必要が生じた時点で、別紙の歳入科目表を参考にマスタ新設要望を財政課に提出してください。

なお、郵送による写し等の交付を行う際に、郵送料を徴収する場合及び地域センター等において、市民が備付けの複写機を使用した場合に、実費を徴収する場合は、これまでと同様に雑入の扱いとなります。

1 平成28年4月1日以後の個人情報開示請求並びに公文書公開請求及び公文書の任意的公開の申出に係る公文書の写し等の交付の取扱いについて

- (1) これまでの実費徴収（雑入）による公文書の写し等の交付については、手数料を徴収する取扱いに変更する。
- (2) 情報公開条例に基づき、公開請求等があった場合において、当該公開請求等のあった公文書が直ちに全部公開できるもの（予算書、計画書等）については、書面による公開決定等の通知を行わないこととし、当該公開請求等による申請を受け、手数料を徴収した後に、即日交付する。この場合においては、請求者の住所、氏名、連絡先、公文書の件名及び公開の方法を公文書公開請求書（任意の様式も可能）に記載させるものとする。

2 市民等に任意で情報提供をする場合の取扱いについて

新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されたもの（以下「販売物」という。）は、任意の情報提供（閲覧又は写し等の交付。以下同じ。）を行う場合には著作権法の規定に抵触するおそれがあること、図書館等の施設により情報を入手し、及び利用することが可能であること、一般に入手が可能であり、公文書公開制度の対象とする必要性が低いこと並びに一般に入手が可能かどうかの判別をすることが困難な場合があること等に鑑み、任意の情報提供は行わないこととし、販売物及び歴史的資料等以外の公文書の閲覧又は写し等の交付については、公開請求等により対応することとする。

なお、事務事業の遂行のため、積極的に市民等に情報提供をする必要がある場合（住民説明会の資料、パンフレットの配布等）は、公開請求等によらないで、任意の情報提供をすることを妨げない。

以下省略

第8条（公文書の公開義務）

第8条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

【趣旨】

本条は、公文書の公開請求があった場合は、実施機関は、公開請求に係る公文書に本条各号に掲げる非公開情報のいずれかが記録されているときを除き、原則として当該公文書を公開すべきことを定めたものである。

【解釈及び運用】

- 1 「公開しなければならない」とは、請求のあった公文書に非公開情報のいずれかが記録されているときを除き、原則公開として、実施機関にその公文書を公開しなければならない義務を課したものである。
- 2 実施機関は、公開請求があった公文書に記録された情報が本条各号に定める非公開情報に該当するかどうかを判断する場合には、主観的に、恣意的に、又は従来の慣行だけを基準に判断するようなことがあってはならず、情報公開制度の趣旨及び目的を尊重し、客観的かつ合理的な判断をしなければならない。
- 3 部分公開決定又は非公開決定をする場合において、一つの非公開情報が複数の非公開事由に該当する場合もあり得る。

「実施機関が当初の非公開理由以外の理由を非公開決定処分取消訴訟において主張することを許さないものと解すべき根拠はない（平成11年11月19日最高裁判決要旨）」とされるが、「非公開理由の記載は、当該理由を公開請求者に知らせることによって、その不服申立てに便宜を与えることを目的としている（同判決要旨）」ため、一つの非公開情報が複数の非公開事由に該当する場合は、その全ての非公開事由を理由に付記すべきである。

- 4 本条と他法令による公文書の提出等との関係では、次に掲げる規定等により、実施機関に対して、公文書の提出、閲覧等を求められることがある。
 - (1) 地方自治法第100条第1項（調査権、出頭・証言・記録提出請求等）
 - (2) 民事訴訟法（平成8年法律第109号）第220条（文書提出義務）
 - (3) 刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第197条第2項（捜査に必要な取調べ）
 - (4) 弁護士法（昭和24年法律第205号）第23条の2第2項（報告の請求）

これらの要求は、情報公開制度に基づく請求ではないことから、本条と他法令による公文書の提出とでは、その趣旨及び目的を異にするものであり、本条各号の非公開情報に該当するかどうかをもって、これらの要求に応じるか否かを決定することはできない。したがって、それぞれの要求の根拠となった法令の趣旨、目的、対象文書の内容等を総合的に判断して個別具体的に要求に応じるか否かを決定しなければならない。

なお、当該公文書に個人情報（第1号）が記載されている場合は、当該個人情報の提供の可否について検討を要する。

(1) 個人情報

(1) 個人情報 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報が含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令若しくは条例等（以下「法令等」という。）の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分（公にすることにより当該公務員等の個人の権利利益を不当に害するおそれがあるものを除く。）

エ 実施機関の経費のうち食糧費の支出を伴う懇親会、説明会等に係る情報に含まれる出席者（ウに規定する公務員等を除く。）の所属団体名、所属名、職の名称その他職務上の地位を示す名称及び氏名（公にすることにより当該出席者の個人の権利利益を不当に害するおそれがあるものを除く。）

【趣旨】

- 1 本号は、基本的人権を尊重し、個人の尊厳を守る立場から、個人のプライバシーを最大限に保護するため、個人に関する情報は非公開とすることを定めたものである。
- 2 個人のプライバシーの概念は抽象的であり、その具体的内容や保護すべき範囲が明確でないので、広く個人に関する情報について、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報は非公開とすることを定めたものである。
- 3 本号ただし書は、個人情報の非公開の例外として、アからエまでに掲げる情報は公開することを定めたものである。
- 4 個人に関する情報は、一度公開されると当該個人に対して回復し難い損害を与えることがあるため、本条のほか第3条（実施機関の責務）にもその慎重な取扱いを規定している。個人のプライバシーに関する情報は、個人の尊厳及び基本的人権の尊重の観点から最大限に保護を図るものとする。
- 5 「個人に関する情報」には、生存する個人に加え、死者も含まれる。死者の個人情報の取扱いについては、当該死者の名誉、プライバシーに関する国民感情、死者の情報の公開が遺族のプライバシー侵害になり得ること等を考慮し、本号の個人情報に含むと解する。
- 6 本号は、個人情報を原則非公開とする趣旨である。したがって、公開請求者が、自己に関する情報について公開請求をした場合においても、第三者からの公開請求の場合と同様に取扱う。

なお、本人情報に係る開示請求は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）にその手続を定めており、個人情報に係る本人からの公開の求めについては、原則として当該法律の定めるところによる。

【解釈及び運用】

- 1 「個人に関する情報」（以下「個人情報」という。）とは、個人（死亡した者を含む。）の内心、身体、身分、地位、経歴その他個人に関する一切の事項についての事実、判断、評価等のすべての情報を含むものであり、個人に関連する情報全般を意味する。したがって、個人の属性、人格及び私生活に関する情報に限らず、個人の知的創作物に関する情報、組織体の構成員としての個人の活動に関する情報も含まれる。
例：氏名、生年月日、年齢、住所、思想、信条、信仰、心身の状況、病歴、学歴、職歴、資格、成績、親族関係、所得、財産の状況 など
また、非公開情報該当性の判断に当たっては、公開請求者が誰であるかは考慮しないことから、公開請求者本人に関する情報であっても、他の個人に関する情報と同様に取り扱う。
- 2 「事業を営む個人の当該事業に関する情報」とは、次号に規定する事業を営む個人の当該事業に関する情報と同じ意味であり、同号で判断することとしているため、本号の個人情報の範囲から除外している。ただし、事業を営む個人に関する情報であっても、この事業とは直接関係がない個人情報（家庭状況等）もあり、それらは本号により非公開の判断をするものである。
- 3 「特定の個人を識別することができるもの」とは、通常、特定の個人を識別さ

せる部分（例えば、個人の氏名）とその他の部分（例えば、当該個人の行動の記録）とから成り立っており、その全体が一つの非公開情報を構成するものである。

ただし、第9条第2項の規定により、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められる場合には、当該部分以外の部分は第8条第1号の情報に含まれないものとみなして、第9条第1項の規定（部分公開）を適用することに留意する。

4 「その他の記述等」には、住所、電話番号、役職名、個人別に付された記号・番号（振込口座番号、試験の受験番号、保険証の記号番号等）等が含まれる。氏名以外の記述等単独では特定の個人を識別することができない場合であっても、当該情報に含まれるいくつかの記述等が組み合わせられることにより特定の個人を識別することができる場合は「特定の個人を識別することができる」に該当する。

5 「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるもの」とは、当該情報単独では特定の個人を識別することができないものであっても、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができる情報には、本号の規定が適用される。

照合の対象となる「他の情報」としては、公知の情報、図書館等の公共施設で一般に入手可能な情報など、一般人が通常入手し得る情報が含まれる。また、当該個人の近親者、地域住民等であれば保有しているか又は入手可能であると通常考えられる情報も含む。他方、特別の調査をすれば入手し得るかもしれないと考えられる情報については、一般的には、「他の情報」に含まれない。照合の対象となる「他の情報」の範囲については、当該個人に関する情報の性質、内容等に応じ、個別に判断する。

厳密には特定の個人を識別することができる情報でない場合であっても、特定の集団に属する者に関する情報を公開すると、当該集団に属する個々人に不利益を及ぼすおそれがある場合には、当該情報の性質、集団の性格又は規模等により、個人の権利利益の十全な保護を図る観点から、個人識別性を認めるべき場合があり得ることに留意する。

6 「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」とは、記載されている情報のみでは、一般的には特定の個人を識別することはできないが、匿名の作文、無記名の個人の著作物など、個人の人格と密接に関連する情報や、特許申請をする前のアイデア、未発表の論文などのように、公にすれば個人の正当な利益を害するおそれがあると認められるものが含まれる。

7 本号ただし書アは、法令等の規定により若しくは慣行として公にされている情報又は公にすることが予定されている情報を非公開とする個人情報から除くことを定めたものである。

(1) 「法令若しくは条例等」とは、法律、政令、省令、広島県の条例及び規則、その他国の機関若しくは広島県の機関が定めた命令並びに東広島市の条例及び規則をいう。

(2) 「公にされ」ているとは、現在、何人も知り得る状態に置かれている場合を

いう。したがって、過去に公にされた情報であっても、「当該情報の性質、過去に公表された根拠やその態様等を考慮した上で、過去に公表されたことにより、当該情報を不開示情報とすることにより保護すべき利益が失われている場合にのみ（平成19年7月12日東京地裁判決）」、公にされている情報に該当する。

- (3) 「法令等の規定により」公にされているとは、何人に対しても等しく情報を公開することを定めている規定に限られる。したがって、公開を求める者又は公開を求める理由によって公開を拒否する場合が定められている規定は含まれない。

例：不動産登記法（平成16年法律第123号）に規定する登記事項、国土調査法（昭和26年法律第180号）に規定する地図及び簿冊など

- (4) 「慣行として公にされ」ているとは、公にすることが慣習として行われていることを意味するが、慣習法としての法規範的な根拠を要するものではなく、事実上の慣習として公にされていること又は公にすることが予定されていることで足りる。ただし、当該情報と同種の情報が公にされた事例があったとしても、それが個別的な事例にとどまる限り、「慣行として」には当たらない。

「慣行として」とは、一般的に何人も知り得る状態に置かれている場合をいい、個別的な事情によって特定の者が知り得た情報は該当しない。

「公にされ」とは、当該情報が現に公衆が知り得る状態に置かれていれば足り、現に周知の事実であるかどうかは問わない。ただし、過去に公にされた情報について、時の経過により、公開決定等の時点では「公にされ」に当たらない場合があることに留意する。

- (5) 「公にすることが予定されている情報」とは、公開請求のときには公にされてはいないが、将来、公にすることが予定されている場合をいう。

将来的に公にする予定（具体的に公表が予定されている場合に限らず、求めがあれば何人にも提供することを予定しているものを含む。）の下に保有されている情報をいう。ある情報と同種の情報が公にされている場合であって、当該情報のみ公にしないとする合理的な理由がない場合等、当該情報の性質上通例公にされるものも含まれる。

- 7 本号ただし書イは、個人に関する情報を公にすることにより害されるおそれがある当該個人の権利利益よりも、当該情報を公にすることにより人の生命、健康、生活又は財産を保護する必要性が上回ると認められる場合には、例外的に当該情報は公開する。

現実に、人の生命、健康、生活又は財産に被害が発生している場合に限らず、将来これらが侵害される蓋然性が高い場合も含まれる。

この比較衡量に当たっては、個人の権利利益には様々なものがあり、また、人の生命、健康、生活又は財産の保護についても、保護すべき権利利益の程度に差があることから、個別の事案に応じた慎重な検討を行うものとする。

実際に、公益上の義務的公開を認めた事例としては、厚生労働省が特定の医薬品に係る副作用、感染症症例票に記載された副作用症例を公開したものがある（平成14年内閣府情報公開審査会答申）。

- 8 この規定により個人に関する情報を公開しようとするときは、第14条第2項

の規定（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）の手続が必要となる。

9 本号ただし書は、公務員の職務の遂行に係る情報は、当該公務員の個人に関する情報でもあるが、当該情報のうち、当該公務員の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分については、公にすることにより、当該公務員等の個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合を除き、非公開情報から除くことを定めたものである。

(1) 「公務員等」とは、一般職であるか特別職であるかを問わず、国、地方公共団体等と雇用関係のある常勤・非常勤職員の全てを含む。また、退職した者であっても、公務員等であった当時の情報については、当該規定が適用される。さらに、独立行政法人等及び地方独立行政法人の役員及び職員を含む。

(2) 「職務の遂行に係る情報」とは、公務員等が分掌する職務を遂行する場合における情報をいう。例えば、行政処分その他の公権力の行使に係る情報、職務としての会議への出席、発言その他の事実行為に係る情報等がこれに含まれる。

一方で、懲戒処分を受けた公務員等の勤務成績、勤務態度、処分歴など職員としての身分取扱いに係る情報は、「職務の遂行に係る情報」には当たらない。

「職務の遂行に係る情報」は、具体的な職務の遂行との直接の関連を有する情報を対象とするものであるため、公務員等に関する情報であっても、職員の人事管理上保有する健康情報、休暇情報等、懲戒処分を受けた公務員等の勤務成績、勤務態度、処分歴など職員としての身分取扱いに係る情報は、「職務の遂行に係る情報」には含まれない。

(3) 公務員等の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の氏名については、実施機関の経費のうち食糧費の用途が問題視されたことを契機に、東広島市公文書公開条例の一部を改正する条例（平成10年東広島市条例第2号）で公開することを定めたものである。ただし、本号ただし書エの規定と異なり、食糧費の支出を伴う出席者に限定せず、職務の遂行に係る情報に含まれる公務員等の氏名は、公開対象としている。

(4) 公務員等の職務の遂行に関する情報であっても、当該情報が他の非公開情報に該当する場合や、公にすることにより当該公務員等の個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合には、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分については非公開となる。

「入国警備官、入国審査官や特別審理官は、その氏名等を公にした場合、職員個人への誹謗、中傷又は攻撃の対象となる危険性がある。～危険性があるにもかかわらず、職員の氏名を開示することにより、攻撃等を懸念した職員が職務に消極的になるということになれば、適正な職の遂行に支障が生ずる（平成21年内閣府情報公開審査会答申）」

10 本号ただし書エは、実施機関の経費のうち食糧費は、その用途が問題視されることがあることから、市民の市政に対する理解と信頼をより深めるため、東広島市公文書公開条例の一部を改正する条例（平成10年東広島市条例第2号）で定めた規定である。食糧費の支出を伴う懇親会、説明会等に係る出席者の所属団体名、所属名、職の名称その他職務上の地位を示す名称及び氏名は、当該出席者の個人の権利利益を不当に害するおそれがあるものを除き、非公開情報から除くこととしたものである。

なお、この規定から公務員等の氏名等の情報を除いているのは、本号ただし書
ウですでに非公開とする情報から除いているためである。

(2) 法人等情報

(2) 法人等情報 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないと条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

【趣旨】

- 1 本号は、法人等又は事業を営む個人の事業活動の自由その他正当な利益を尊重し、保護する観点から、公開することにより事業を行うものの権利や適正な競争秩序が阻害されるような情報は、非公開とすることを定めたものである。
- 2 本号ただし書は、人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報が記録された公文書は、本号本文に該当する場合であっても、公開しなければならないことを定めたものである。
- 3 本号は、法人等又は事業を営む個人の競争上の地位等が損なわれると認められている情報が記録されている公文書を非公開とする趣旨である。したがって、公開請求者（この場合、法人等又は事業を営む個人）が自己に関する情報について公開請求をした場合であっても、第三者からの公開請求の場合と同様に取扱う。

【解釈及び運用】

- 1 「法人その他の団体」（以下「法人等」という。）には、株式会社等の商法上の会社、財団法人、社団法人、学校法人、宗教法人等の民間の法人のほか、政治団体、外国法人、権利能力なき社団等も含まれる。また、自治会、商店会、消費者団体、青年団、PTAなど、法人格はないが代表者等が定められているものも含まれる。
ただし、国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人は、本号の対象から除かれており、その事務又は事業に係る情報は、本条第4号等の規定に基づき判断する。
- 2 「法人その他の団体に関する情報」とは、法人等の組織及び事業に関する情報のほか、法人等の権利利益に関する情報等法人等と何らかの関連性を有する情報を意味する。

なお、法人等の構成員に関する情報は、法人等に関する情報であると同時に、構成員各個人に関する情報でもあり、本条第1号の非公開情報に当たるかどうかにも検討する必要がある。

3 「事業を営む個人」とは、地方税法に規定する事業税の納税義務を有する個人のほか、自ら事業を営む個人をいう。

4 「当該事業に関する情報」とは、営利を目的とするかどうかを問わず、事業活動に関する一切の情報をいい、法人等に関する情報と同様の要件により、事業を営む上での正当な利益等について非公開情報該当性を判断する。

なお、事業活動と直接関係ない個人に関する情報（例えば、事業を営む個人の家庭状況等）は、本号に該当せず、本条第1号の個人情報である。

5 法人等の構成員に関する情報は、法人等に関する情報であるとともに当該構成員の個人に関する情報でもあることに留意する。

なお、「法人等の代表者又はこれに準ずる地位にある者が当該法人等の職務として行う行為に関する情報のほか、その他の者の行為に関する情報であっても、権限に基づいて当該法人等のために行う契約の締結等に関する情報は、非開示情報に当たらない（平成15年11月11日最高裁判決要旨）」。

6 「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」について

法人又は事業を営む個人の当該事業に関する情報を公にすることにより保護される人の生命、健康等の利益と、これを公にしないことにより保護される法人等又は事業を営む個人の権利利益とを比較衡量し、前者の利益を保護することの必要性が上回ると認められる場合は、当該情報は本号の非公開情報に該当しない。現実に人の生命、健康等に被害が発生している場合に限らず、将来これらが侵害される蓋然性が高い場合も含まれる。

なお、法人等又は事業を営む個人の事業活動と人の生命、健康等に対する危害等との明確な因果関係が確認されなくても、現実に人の生命、健康等に対する被害等の発生が予想される場合もあり得ることに留意する。

実際に、公益上の義務的公開を認めた事例としては、C型肝炎の感染に係る特定医薬品を投与した医療機関名の公開がある（平成16年内閣府情報公開審査会答申）。

また、公開しようとする場合は、第14条第2項の規定（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）の手續が必要となる。

7 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ（本号ア）について

(1) 「権利」とは、信教の自由、集会・結社の自由、学問の自由、財産権等法的保護に値する権利一切を指し、「競争上の地位」とは、法人等又は事業を営む個人の公正な競争関係における地位をいう。また、「その他正当な利益」には、ノウハウ、信用等法人等又は事業を営む個人の運営上の地位が広く含まれる。

(2) 権利、競争上の地位その他正当な利益を「害するおそれ」があるかどうかの判断に当たっては、法人等又は事業を営む個人には様々な種類、性格のものがあり、その権利利益にも様々なものがあるので、法人等又は事業を営む個人の性格、権利利益の内容及び性質等に応じ、当該法人等又は事業を営む個人の憲

法上の権利（信教の自由、学問の自由等）の保護の必要性、当該法人等又は事業を営む個人と行政との関係等を十分考慮して適切に判断する必要があることに留意する。

なお、この「おそれ」の判断に当たっては、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が求められる。

(3) 「競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」の事例

- ・生産技術、販売、営業等に関する情報で、公開することにより、法人等又は事業を営む個人の事業活動に対し、競争上不利を与えるおそれがあるもの
- ・経営方針、経理、人事、労務管理等事業運営を行う上での内部管理に関する情報で、公開することにより、法人等又は事業を営む個人の事業活動に不利を与えるおそれがあるもの
- ・その他公開することにより、法人等又は事業を営む個人の名誉、社会的信用、社会的評価、社会的活動の自由等に支障があるおそれがあるもの

8 いわゆる任意提供情報（本号イ）について

- (1) 本号イは、法人等又は事業を営む個人から公にしないとの条件の下に任意に提供された情報については、当該条件が合理的なものと認められる限り、非公開情報とすることにより、情報提供者の信頼と期待を基本的に保護するものである。

なお、実施機関の情報収集能力の保護は、本条第4号等の規定によって判断する。

- (2) 「実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたもの」には、実施機関の要請を受けずに、法人等又は事業を営む個人から提供された情報は含まれない。

ただし、実施機関の要請を受けずに法人等又は事業を営む個人から情報の提供を申し出た場合であっても、提供に先立ち、法人等又は事業を営む個人から非公開の条件が提示され、実施機関が合理的理由があるとしてこれを受諾した上で提供を受けた場合は含まれる。

- (3) 「実施機関の要請」には、法令に基づく報告又は提出の命令は含まれないが、実施機関の長が報告徴収権限を有する場合であっても、当該権限を行使することなく、任意に提出を求めた場合は含まれる。
- (4) 「公にしないとの条件」とは、情報の提供を受けた実施機関が第三者に対して当該情報を提供しないとの条件を意味する。また、特定の行政目的以外の目的には使用しないとの条件も含まれる。
- (5) 「条件」については、実施機関の側から公にしないとの条件で情報の提供を申し入れた場合も、法人等又は事業を営む個人の側から公にしないとの条件を付すことを申し出た場合も含まれるが、いずれの場合も双方の合意により成立するものである。また、条件を設ける方法としては、黙示的なものも含まれる。
- (6) 「法人等又は個人における通例として公にしないこととされているもの」とは、当該法人等又は個人の個別具体的な事情ではなく、当該法人等又は個人が属する業界における通常の見解を意味し、当該法人等において公にしていないうことだけでは足りない。
- (7) 公にしないとの条件を付することの合理性の判断に当たっては、情報の性質

に応じ、当該情報の提供当時の諸般の事情を考慮して判断するが、必要に応じ、その後の事情の変化も考慮する。公にしないとの条件が付されていても、現に当該情報が公にされている場合には、本号イには該当しない。

(3) 意思形成過程情報

(3) 意思形成過程情報 市の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

【趣旨】

本号は、市の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報が公にされると、事務事業の遂行に当たって自由な意見交換や公正な意思形成が妨げられるおそれがあるので、これらに関する情報を非公開情報とする要件を定めるものである。

本号の適用については、公益性の観点から検討段階の情報を公開する利益と公開によってもたらされる支障を比較衡量し、公開することによって生じる市や国等の意思決定に対する支障が放置できない程度のものであることを要する（「不当」の要件）。

【解釈及び運用】

- 1 「市の機関」とは、市のすべての機関をいい、執行機関（市長、教育委員会等）、議会及びこれらの補助機関（職員）のほか、市の附属機関も含む。
- 2 「国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人」とは、国、独立行政法人等、都道府県、他の市町村等の地方公共団体（地方自治法第1条の3）及び地方独立行政法人をいう。
- 3 「市の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間」とは、1及び2の全てを包含する「内部又は相互間」をいう。
- 4 「審議、検討又は協議に関する情報」とは、市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人としての意思決定に至るまでの過程の各段階において行われている様々な審議、検討及び協議に関連して作成され、又は取得された情報をいう。
会議、打合せ、意見交換、意見調整、相談など「審議、検討又は協議」の名称が用いられていないものも含む。また、審議、検討又は協議に直接使用する目的で作成し、又は取得した情報や、審議等の前提として行われた調査研究において作成し、又は取得した情報のほか、これらの審議等に関連して作成し、又は取得した情報も含む。
- 5 「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」とは、公にすることにより、外部からの圧力、干渉等の影響を受けることなどにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合が想定されているものであり、適正な意思決定手続の確保を保護利益とするものである。

例えば、「率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれ」には、審議、検討等の場における発言内容が公になることにより、発言者やその家族に対して危害が及ぶおそれが生じる場合が含まれる（この場合には、他の非公開情報に該当する可能性もある。）。

また、「意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」には、行政機関内部における政策の検討が不十分な段階での情報が公になることにより、外部からの圧力によって当該政策に不当な影響を受けるおそれが生じる場合が含まれる。

6 「不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ」とは、未成熟な情報、事実関係の確認が不十分な情報等を公にすることにより、市民の誤解や憶測を招き、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがある場合をいう。適正な意思決定を行うことそのものを保護するのではなく、情報が公にされることによる市民への不当な影響が生じないようにする趣旨である。

7 「特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれ」とは、尚早な時期に事実関係等の確認が不十分な情報等を公にすることにより、投機を助長するなどによって、特定の者に不当に利益を与え又は不利益を及ぼす場合が想定されており、事務及び事業の公正な遂行を図るとともに、市民への不当な影響が生じないようにする趣旨である。

例えば、施設等の建設計画の検討状況に関する情報が公開されることにより、土地の買占めが行われて地価が高騰し、公開を受けた者等が不当な利益を得るおそれがある場合や、違法行為の有無に関する事実関係の調査中の情報が公開されることにより、違法又は不当な行為を行っていない者が不利益を被るおそれがある場合が含まれる。

8 「不当に」とは、審議、検討等途中の段階の情報を公にすることの公益性を考慮してもなお、適正な意思決定の確保等への支障が看過し得ない程度のものを意味する。予想される支障が「不当」なものかどうかの判断は、当該情報の性質に照らし、公にすることによる利益と非公開にすることによる利益とを比較衡量した上で判断する。

9 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人としての意思決定が行われた後は、審議、検討等に関する情報を公にしても、一般的には、「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」が生じる可能性が少なくなるものと考えられることに留意する。

ただし、当該意思決定が政策決定の一部の構成要素である場合、当該意思決定を前提として次の意思決定が行われる場合等審議、検討等の過程が重層的又は連続的な場合には、当該意思決定が行われた後であっても、政策全体の意思決定又は次の意思決定に関して本号に該当するかどうか判断する必要があることに留意する。また、意思決定が行われた後であっても、審議、検討等に関する情報が公になることにより、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがある場合、将来予定されている同種の審議、検討等に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれがある場合は、本号に該当する。

なお、審議、検討等に関する情報であっても、当該情報が専門的な検討を経た調査データ等の客観的、科学的事実又はこれに基づく分析等を記録したものについては、一般的には、本号に該当する可能性が低いものと考えられることに留意

する。

10 本号の適用については、「単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性がなければならない（平成23年8月2日東京地裁判決）」。

「A市と文部科学省との協議内容に関する記載部分は、未成熟な見解であり、その後の協議によって変更される余地のあるものである。多数の住民訴訟が提起された状況の下にその内容が公になれば、確定的な見解であると受け取られるなどして参加人又は協議の相手方に対する誤解や批判等を招き、ひいては参加人や文部科学省がその意思決定に関し、外部からの不当な圧力や干渉を受けるおそれ客観的に認められるというべきである（平成25年9月6日大阪地裁判決要旨）」

(4) 行政運営情報

- (4) 行政運営情報 市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
- ア 実施機関が公開決定等をする場合において、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ
- イ 実施機関が公開決定等をする場合において、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ
- ウ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
- エ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
- オ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
- カ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
- キ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

【趣旨】

- 1 本号は、公にすることにより、市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報は、非公開とすることを定めたものである。
- 2 公にすることにより、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものとしてアからキに掲げているものは、支障を及ぼすおそれがあるものの典型的な例を列挙したものである。したがって、その他の事務又は事業に関する情報についても、本号ただし書の「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」に該当するものは、非公開の対象となる。
- 3 本号と本条第3号（意思形成過程情報）との相異は、本条第3号は内部的な審

議等に関する情報であるのに対して、本号は事務又は事業の執行に関する情報であるということにある。

【解釈及び運用】

- 1 本号には、市の機関が行う事務又は事業に関する情報に限らず、その内容、性格等が同様である国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報も含む。
- 2 「事務又は事業に関する情報」は、公共の利益のために行われるものであり、当該事務又は事業の内容に直接かかわる情報に限定するのではなく、当該事務又は事業の実施に影響を与えることが想定される関連情報を含む。
- 3 「次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」(本号本文)

(1) 市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業は、公共の利益のために行われるものであり、公にすることによりその適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報は、非公開情報に該当する。

なお、本号アからキまでの規定は、共通的に見られる事務又は事業に関する情報であって、その性質上、公にすることにより、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられる典型的な支障が挙げられているものであり、本号の規定の対象となる事務及び事業は、これらに限られない。

したがって、本号アからキまでに規定する情報以外の事務又は事業に関する情報についても、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」があるものは、非公開の対象となる。

(2) 「当該事務又は事業の性質上」とは、当該事務又は事業の本質的な性格、具体的には、当該事務又は事業の目的、その目的達成のための手法等に照らして、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるかどうかを判断するとの趣旨である。

また、現在行われている事務又は事業のほか、同種の事務又は事業が継続し、又は反復して行われる場合に、当該情報を公にすることが将来の同種の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある場合も含めて判断する。

(3) 「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」とは、実施機関に広範な裁量権限が与えるものではなく、各規定の要件の該当性を客観的に判断する必要がある。また、「適正」かどうかを判断するに当たっては、公開にすることによってもたらされる利益と公開することによって生じる支障とを比較衡量しなければならない。

(4) 「当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれは、名目的、抽象的に当該事務又は事業の適正な遂行に支障が生じる可能性があるだけでは足りず、実質的、具体的に当該事務又は事業の適正な遂行に支障が生じる相当の蓋然性が認められることが必要というべきである(平成19年大阪地裁判決)」

「国立療養所の再編成に関する厚生労働省と地元関係者との協議会の議事録(議事概要を除く。)を公開する場合は、反対の立場の者からのいわれなき非難や誤解等がされることを避けるために発言が萎縮し、自由で率直な意見交換

が困難になり、再編成計画の遂行にも悪影響を及ぼす可能性が相当程度認められる（平成17年1月25日高松高裁判決要旨）」

- (5) 「支障」の程度は名目的なものでは足りず実質的なものが要求される。また、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性があると認められるかどうかにより判断する。

4 本号の事務事業については、次のとおりである。

- (1) 「実施機関が公開決定等をする場合において、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ」（本号ア）

この規定は、個人情報の保護に関する法律第78条の不開示情報との整合を図るため、東広島市情報公開条例の一部を改正する条例（令和5年東広島市条例第11号）により追加したものである。本市では、本号で定める情報が記載された公文書を保有する可能性は低いが、公文書に本号に該当する情報が含まれる場合は、本号を適用して非公開とする。

- (2) 「実施機関が公開決定等をする場合において、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ」（本号イ）

ア この規定は、個人情報の保護に関する法律第78条の不開示情報との整合を図るため、前記(1)アと同様に追加したものである。

イ 「犯罪の予防」とは、犯罪の発生を未然に防止することをいう。したがって、市民の防犯意識の啓発、防犯資機材の普及等、一般に公にしても犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがない防犯活動に関する情報は、含まれない。

犯罪の「鎮圧」とは、犯罪が正に発生しようとするのを未然に防止し、又は犯罪が発生した後において、その拡大を防止し、若しくは終息させることをいう。

犯罪の「捜査」とは、捜査機関が犯罪があると思料するときに、公訴の提起（検察官が裁判所に対し、特定の刑事事件について審判を求める意思表示をすることを内容とする訴訟行為をいう。）等のために犯人及び証拠を発見、収集又は保全することをいう。

- ウ 「公訴の維持」とは、提起された公訴の目的を達成するため、終局判決を得るまでに検察官が行う公判廷における主張及び立証、公判準備等の活動を指す。

エ 「刑の執行」とは、刑法（明治40年法律第45号）第2章に規定されている刑又は処分を具体的に実施することをいう。保護観察、勾留の執行、保護処分の執行、観護措置の執行、補導処分の執行及び監置の執行についても、刑の執行に密接に関連するものでもあることから、公にすることにより保護観察等に支障を及ぼし、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報は、本号イに該当する。

オ 「公共安全と秩序の維持」とは、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持及び刑の執行に代表される刑事法の執行を中心としたものを意味する。刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）以外の特別法により、臨検、捜索、差押え、告発等が規定され、犯罪の予防・捜査とも関連し、刑事司法手続に準ずるもの

と考えられる犯則事件の調査、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）違反の調査等や、犯罪の予防・捜査に密接に関連する破壊的団体（無差別大量殺人行為を行った団体を含む。）の規制、暴力団員による不当な行為の防止、つきまとい等の規制、強制退去手続に関する情報であって、公にすることにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるものは、本号イに含まれる。

また、公にすることにより、テロ等の人の生命、身体、財産等への不法な侵害や、特定の建造物又はシステムへの不法な侵入又は破壊を招くおそれがあるなど、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがある情報及び被疑者又は被告人の留置又は勾留に関する施設保安に支障を生ずるおそれのある情報も、本号イに含まれる。

本号イに該当する情報の具体例としては、情報システムの設計仕様書、構成図等情報セキュリティに関する情報、電子署名を行うために必要なかぎ情報等が挙げられる。一方、風俗営業等の許可、伝染病予防、食品、環境、薬事等の衛生監視、建築規制、災害警備等の一般に公にしても犯罪の予防、鎮圧等に支障が生じるおそれのない行政警察活動に関する情報については、本号イ以外の規定により判断する。

- (3) 「監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」（本号ウ）

ア 「監査」（主として監察的見地から、事務又は事業の執行又は財産の状況の正否を調べること。）、「検査」（法令等の執行確保、会計経理の適正確保、物資の規格、等級の証明等のために帳簿書類その他の物件等を調べること。）、「取締り」（行政上の目的による一定の行為の禁止又は制限について適法又は適正な状態を確保すること。）、「試験」（人の知識、能力等又は物の性能等を試すこと。）及び「租税の賦課若しくは徴収」（国又は地方公共団体が、公租公課を特定の人に割り当てて負担させること又は租税その他の収入を取ること）に係る事務は、いずれも事実を正確に把握し、その事実に基づいて評価又は判断を加えて、一定の決定を伴うことがあるものである。

イ これらの事務に関する情報の中には、例えば、監査等の対象、実施時期、調査事項等の詳細な情報、試験問題等のように、事前に公にすると、適正かつ公正な評価又は判断の前提となる事実の把握が困難となるもの、行政客体における法令違反行為又は法令違反に至らないまでも妥当性を欠く行為を助長し、又はこれらの行為を巧妙に行うことにより隠蔽をすることを容易にするおそれがあるものがあり、このような情報は、非公開とする。

また、監査等の終了後であっても、例えば、違反事例等の詳細を公にすることにより、他の行政客体に法規制を免れる方法を示唆することになるものは、本号ウに該当する。

- (4) 「契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」（本号エ）

ア 国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が一方の当事者

となる契約、交渉又は争訟に係る事務においては、自己の意思により又は訴訟手続上、相手方と対等な立場で遂行する必要があり、当事者としての利益を保護する必要がある。「交渉」とは、相手方との話し合いによる取決めを行うことをいい、損失補償、損害賠償等に係る交渉、労務交渉、土地等の売買に係る交渉などをいう。「争訟」とは、行政不服審査法に基づく審査請求、訴訟等をいう。

「争訟の帰趨^{きすう}に影響を与える情報の全てを指すものと解するのは相当でないが、現に係属し、又は係属が具体的に予想される事案に即した具体的方針に限定されると解すべきではなく、～あるべき争訟に対処するための一般の方針をも含むものと解するのが相当である（平成11年11月19日最高裁判決要旨）」

- イ これらの契約、交渉又は争訟に係る事務に関する情報の中には、例えば、入札予定価格等を公にすることにより、公正な競争により形成されるべき適正な額での契約が困難になり財産上の利益が損なわれるものや、交渉、争訟等の対処方針等を公にすることにより、当事者として認められるべき地位を不当に害するおそれがあるものがあり、このような情報は、非公開とする。
- ウ 公にすることによって生じる支障が「不当」と判断できる場合に例外的に非公開とするものであり、支障が重大で、非公開とすることに合理性が認められる場合などに限定される。

(5) 「調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ」（本号オ）

ア 市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う調査研究の成果については、社会、市民等にあまねく還元することが原則であるが、成果を上げるためには、従事する職員が、その発想、創意工夫等を最大限に発揮できるようにすることも重要である。

イ 市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う調査研究に係る事務に関する情報の中には、例えば、①知的所有権に関する情報、調査研究の途中段階の情報等であって、一定の期日以前に公にすることにより成果を適正に広く市民に提供する目的を損ね、特定の者に不当な利益や不利益を及ぼすおそれがあるもの、②試行錯誤の段階の情報について公にすることにより、自由な発想、創意工夫や研究意欲が不当に妨げられ、減退するなど、能率的な遂行を不当に阻害するおそれがある場合があり、このような情報は非公開とする。

(6) 「人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」（本号カ）

市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う人事管理（職員の任免、懲戒、給与、研修その他職員の身分、能力等の管理に関すること。）に係る事務については、当該機関の組織としての維持の観点から行われる一定の範囲で当該組織の独自性を有するものであり、人事管理に係る事務に関する情報の中には、例えば、勤務評価や、人事異動、昇格等の人事構想等を公にすることにより、公正かつ円滑な人事の確保が困難になるおそれがあるものがあり、このような情報は非公開とする。

(7) 「独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ」(本号キ)

独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第2条の適用を受ける企業をいう。)又は地方独立行政法人に係る事業については、企業経営という事業の性質上、その正当な利益を保護する必要があり、これを害するおそれがあるものは非公開とする。

これらの事業に関する情報を本条第2号(法人等情報)の規定に含めず、本号の問題として処理することとしたのは、地方公営企業や国営企業の場合、本条第2号の情報と基本的に共通する部分はあるものの、特に国又は地方公共団体が経営していることに照らして市民に対する説明の責務の観点を重視した判断が必要となるためである。

ただし、「企業経営上の正当な利益」の内容については、経営主体、事業の性格、内容等に応じて判断する必要があり、その範囲は、本条第2号の法人等に関する情報と比べて、より狭いものとなる場合があり得ることに留意する。

【参考】

○法令秘情報

法令若しくは条例等（以下「法令等」という。）の定めるところにより、又は実施機関が法律上若しくは広島県の条例上従う義務を有する国若しくは広島県の機関の指示により、公にすることができないと認められる情報については、条例において非公開情報として規定していたが、法令等の規定を根拠に当然に非公開となるため、条例で重複して非公開情報として規定する必要がないため、東広島市情報公開条例の一部を改正する条例（令和5年東広島市条例第11号）により法令秘情報の規定を削除している。

したがって、法令等で公にすることができないと認められるものは、当該法令等の規定により非公開となる。

【法令等に定めのある情報、公にすることができないと認められる情報の例】

- (1) 印鑑票その他印鑑の登録及び証明に関する書類の閲覧禁止 東広島市印鑑条例（平成2年東広島市条例第3号）第20条
- (2) 調査票情報等の利用制限 統計法（平成19年法律第53号）第40条
- (3) 守秘義務が課せられた情報 地方税法（昭和25年法律第226号）、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）等

第9条（公文書の部分公開）

第9条 実施機関は、公開請求に係る公文書に非公開情報を記録した部分がある場合において、当該部分を容易に分離することができ、かつ、当該分離により公開請求の趣旨が損なわれないと認めるときは、当該部分を除いて当該公文書の公開をしなければならない。

2 公開請求に係る公文書に前条第1号に該当する情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

【趣旨】

- 1 本条第1項は、公開請求のあった公文書の一部に非公開情報が含まれていることを理由として、当然にその公文書を非公開とするものではなく、非公開部分を容易に分離することができ、かつ、公開請求の趣旨が損なわれないと認めるときは、原則として公開可能な部分を公開することを定めるものである。
- 2 本条第2項は、公開請求に係る公文書に個人情報（非公開情報）が記録されている場合に、個人識別情報を除いて部分公開することを定めるものである。

【解釈及び運用】

- 1 第1項の「公開請求の趣旨が損なわれぬ」とは、公開しない部分を除いて公開した場合であっても、公開請求の趣旨の全部又は一部を充足することができることをいう。この場合において、「公開請求の趣旨」に係る見解が実施機関と公開請求者と異なる場合もあることから、その判断は、請求者の意見を聴くなどして慎重に行われなければならない。
- 2 非公開情報を除くと公開される部分に記録されている情報の意味が読み取れず、単なる記号、文字、数字等の集まりや羅列となるような場合は、「公開請求の趣旨が損なわれぬ」ときに当たらない。
- 3 電磁的記録の場合、非公開情報と公開情報の分離が技術的に困難な場合があり得るが、その場合にまで公開する義務を負うものではない。ただし、その場合にあつては、公開請求者に対して非公開とする理由を具体的に明示しなければならない。

第10条（公益上の理由による裁量的公開）

第10条 実施機関は、公開請求に係る公文書に非公開情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、公開請求者に対し、当該公文書を公開することができる。

【趣旨】

本条は、第8条により非公開とされている情報について、公益上の理由により裁量的に公開することについて定めたものである。

公開請求に係る公文書に非公開情報が記録されている場合は、当該情報は原則、非公開となる。しかし、非公開とすることの必要性が認められる場合であっても、個々の事例における事情によっては、公開することの利益が非公開とすることによる利益に優越すると認められるほどの公益性があるときは、実施機関の判断により公開することができることを定めたものである。

【解釈及び運用】

- 1 第8条の非公開情報であっても、個々の事例における特殊な事情によっては、公開することの利益が非公開とする利益に優越すると認められる場合もあり得るが、非公開情報が個人情報（第8条第1号）である場合は、当該利益の比較衡量に格別の配慮が必要である。
- 2 法令等の定めるところにより公開することができないとされている場合は、本条による公開の余地がない。したがって、本条の対象から除外する。
- 3 本条の適用においては、第14条第2項（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）の手續が必要となる場合がある。

第11条（公文書の存否に関する情報）

第11条 公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、保護されるべき利益を損なうこととなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。

【趣旨】

本条は、存否を明らかにできない情報の取扱いについて定めたものである。公開請求に対しては、当該公開請求に係る公文書の存否を明らかにした上で、存在している場合は公開又は非公開を回答し、存在しない場合は存在しない旨を回答することが原則である。

しかし、公文書の内容によっては、存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開した場合と同様に、個人や法人の権利利益を侵害したり、市の機関又は国等の機関が行う事務事業に支障を及ぼすことがある。そこで、本条は、公文書の存否を明らかにしないで、公開請求を拒否できる場合を例外的に規定したものである。

【解釈及び運用】

- 1 本条は、公文書が存在するとしても、実際には公文書が存在しない場合も含めて公開請求を拒否するものである。したがって、実施機関の職員は、公開請求を受け付ける窓口で、この規定を適用する可能性があるような公開請求の相談を受けた場合は、本条の趣旨に鑑み、その場で公文書の存否を明らかにしないよう留意するなど、慎重な対応をする必要がある。
- 2 本条は、存否を明らかにしない公文書の取扱いを例外的に規定したものであり、その適用に当たっては、その妥当性を適切に判断する必要がある。
- 3 「当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、保護されるべき利益を損なうこととなるとき」とは、公開請求に係る公文書の存否を明らかにすることにより、本来、非公開情報として保護すべき利益が害されることとなる場合をいう。
- 4 公開請求に係る公文書が存在しない場合であっても、本条の規定により存否を明らかにすることができない公文書については、不存在による非公開決定とするのではなく、存否応答を拒否することとなる。
- 5 「存否を明らかにできない情報」の例としては、次のようなものが考えられる。
 - (1) 存否を答えるだけで個人情報を開示することとなる場合
特定の個人に係る病院の診療記録、苦情の聴取記録など、特定の個人を名指しした公文書の公開請求
 - (2) 存否を答えるだけで法人の正当な利益を害することとなる場合
特定企業の特定の技術開発情報が記録された公文書の公開請求
 - (3) 存否を答えるだけで事務の適正な遂行に支障を及ぼすことになる場合
表彰候補者のうち、特定個人の情報が記録された部分の公開請求や試験問題のうち、特定の分野が記録された部分の公開請求

第12条（公文書の任意的公開）

第12条 実施機関は第5条各号に掲げるもの以外のものから公文書の公開の申出があったときは、これに応ずるよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、公文書の原則公開の趣旨から、第5条各号に掲げる請求権者以外のものからの公開の申出があった場合についても、実施機関は、これに応じるよう努めることを定めたものである。

【解釈及び運用】

- 1 「これに応じるよう努めるものとする」とは、支障がない限り誠実に公開に応じるよう努めることとする努力義務を定めたものであり、公開可否の決定その他の事務手続は、公開請求に基づく公開に準じて行う。
- 2 任意的公開の申出は、条例上の公文書公開請求権の行使として行使されるものではなく、申出に対する回答は行政処分ではない。したがって、審査請求及び行政事件訴訟の対象とならない。

第13条（事案の移送）

第13条 実施機関は、公開請求に係る公文書が他の実施機関により作成されたものであるときその他他の実施機関において公開決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合において、移送をした実施機関は、公開請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該公開請求についての公開決定等を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものと同みなす。

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が公開請求に係る公文書について公開決定をしたときは、当該実施機関は、公開の実施を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該公開の実施に必要な協力をしなければならない。

【趣旨】

公開請求に対する公開決定等は、当該公開請求を受けた実施機関において行うことが原則であるが、同一の公文書が複数の実施機関において保有されている場合においては、一般的に当該公文書を作成した実施機関の方が公開・非公開の判断を適切に行うことができると考えられる。また、公開請求に係る公文書が他の実施機関の事務事業と密接な関連を有する場合は、当該他の実施機関の方が適切に判断し得ることもある。このため、本条は、公開請求を受けた実施機関が他の実施機関に事案を移送する場合の要件、手続、効果等を定めたものである。

【解釈及び運用】

- 1 公開請求を受けた公文書を実施機関が保有している場合において、当該公文書が他の実施機関により作成されたものであるとき、その他他の実施機関において公開決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、公開請求を受けた実施機関は、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し事案を移送することができる。
- 2 公開請求を受けた公文書を実施機関が保有していない場合は、当該公文書を保有していないことを理由として非公開決定をする。この場合において、他の実施機関が当該公文書を保有していることを確認したときは、公開請求者に対して当該保有する実施機関を教示することが適切である。
- 3 公開請求を受けた公文書を他の実施機関から一時的に借り受けている場合も、当該公文書を保有していることとなる。この場合においては、本条の移送手続を検討するものとする。

- 4 第1項の「正当な理由」とは、公開請求に係る公文書が他の実施機関の事務事業と密接な関連を有しているなど、他の実施機関に処理を委ねた方が迅速かつ適切な処理ができる合理的な理由をいう。
- 5 「他の実施機関と協議の上」とは、協議が整った場合に移送する趣旨であり、協議が整わなかった場合には、公開請求を受けた実施機関において公開決定等の処理を行わなければならない。
- 6 事案の移送の結果、公開請求者に不利益が及ばないようにするため、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。したがって、移送を受けた実施機関は、原則として、公開請求があった日の翌日から起算して15日以内に公開決定等を行わなければならない。

第14条（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第14条 公開請求に係る公文書に市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び公開請求者以外のもの（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、公開決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、公開請求に係る公文書の表示その他実施機関の定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、公開決定に先立ち、当該第三者に対し、公開請求に係る公文書の表示その他実施機関の定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が記録されている公文書を公開しようとする場合であつて、当該情報が第8条第1号イ又は同条第2号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が記録されている公文書を第10条の規定により公開しようとするとき。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の公開に反対の意思を表示した意見書（以下「反対意見書」という。）を提出した場合において、公開決定をするときは、公開決定の日と公開を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、公開決定後直ちに、反対意見書を提出した第三者に対し、公開決定をした旨及びその理由並びに公開を実施する日を書面により通知しなければならない。

【趣旨】

本条は、公開請求に係る公文書に第三者に関する情報が記録されている場合に、当該第三者の権利利益を保護するとともに、公開の是非を適正に判断するため、公開決定等をするに当たって第三者に意見書を提出する機会を付与すること、及び当該第三者に行政争訟の機会を確保することを定めたものである。

【解釈及び運用】

1 「第三者」には、「市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び公開請求者」は含まないため、これらのものは本条の規定は適用されないが、意見聴取を否定するものではなく、事前に公開に係る支障の有無を聴取

することが適切である。

- 2 「公文書の表示その他実施機関の定める事項」の通知は、規則に定める「公文書公開に関する意見照会書」により行う。
- 3 第1項の適用については、意見書を提出する機会の付与が義務付けられたものではないため、任意の意見聴取を口頭で行った場合に違法となるものではない。ただし、意見聴取を行った事実を明確にするため、書面で行うことが望ましい。
- 4 公文書公開に関する意見の照会を行うに当たり、公開請求のあった公文書そのものを照会の相手方に提示又は添付して照会することは適当でない。その場合は、公開請求をしていない者に公文書を公開することになり、また、条例に定める非公開情報を誤って公開することになりかねない。ただし、当該公文書を照会の相手方が自ら作成したものである場合などは、当該公文書を提示又は添付することを妨げない。
- 5 第2項は、人の生命、健康、生活又は財産を保護するために公開する利益（第1号）又は公益性の観点から公開する利益（第2号）と、非公開とすることによって保護されるべき第三者の利益を比較衡量した結果、当該非公開とすべき情報を公開する場合には、当該第三者に意見書を提出する機会を付与することを義務付けるものである。
- 6 第1項又は第2項の意見照会に対し、第三者から反対意見書が提出された場合にあっても、実施機関は当該反対意見書の内容に拘束されるものではない。当該反対意見書の内容は、参考意見としての性格を持つ。
- 7 第3項の「少なくとも2週間を置かなければならない」とは、反対意見書が提出されてもなお、実施機関が公開を実施する場合において、第三者の権利利益が害されたときは、当該公開により害された権利利益を回復することは困難である。したがって、反対意見書を提出したものに対し、行政争訟の機会を確保することを義務付けるものである。
- 8 第3項の「直ちに」とは、公開決定後、即時にという意味である。したがって、公開決定したことを公開請求者に通知すると同時に、反対意見書を提出したものに対して「公開決定をした旨及びその理由並びに公開を実施する日」を通知しなければならない。遅滞は許されない。

なお、反対意見書の提出がなかった場合は、当該通知を要しない。

第15条（公文書の公開の実施方法）

- 第15条 実施機関は、公開決定をしたときは、公開請求者に対し、速やかに公文書の公開をしなければならない。
- 2 公文書の公開は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはこれらに準ずる方法としてその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が定める方法により行うものとする。
 - 3 公文書の公開は、実施機関があらかじめ指定する日時及び場所において行うものとする。ただし、郵送等の方法により公文書の写し等を交付する場合にあっては、この限りでない。
 - 4 実施機関は、公文書の公開をする場合において、当該公文書が汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときその他公文書の保存に支障が生ずるおそれがあると認めるときは、当該公文書の写しにより公文書の公開をすることができる。

【趣旨】

- 1 実施機関は、公文書を公開する旨の決定をしたときは、公開請求者に対し、速やかにその公文書の公開を行う義務を負うことを定めたものである。
- 2 公文書の公開は、原則として原本で行わなければならない。ただし、合理的理由がある場合には、写しにより公開することができることを定めたものである。

【解釈及び運用】

- 1 第1項の「公開決定」とは、公文書の「全部公開決定」又は「部分公開決定」をいう。
- 2 「速やかに」とは、決定通知書が公開請求者に到達した日から公開の実施の期日までの期間が、写し等の送付手続、公開請求者の都合等を考慮し、社会通念上の合理的な限度を超えて長くならないことをいう。
- 3 第2項の「情報化の進展状況等を勘案して」とは、電磁的記録の公開の実施方法については、実施機関における機器の設置状況、各種記録媒体等の普及状況及び活用状況等に応じて実施機関が定めるという趣旨である。
- 4 第4項の「その他相当の理由があるとき」とは、原本を公開することにより業務の遂行に支障を及ぼす場合等をいう。
- 5 公文書の公開は、当該公文書の原本をもって行わなければならない。ただし、当該公開により原本が汚損し、又は破損するおそれがある場合には、当該原本を複写したものをもって公開することができる。電磁的記録についても、閲覧又は視聴させることにより記録が破損するおそれがある場合、業務の遂行に支障が生じる場合等には、当該電磁的記録を複写したものをもって公開することができる。
- 6 公文書を閲覧する者に対しては、規則第8条第1項において「当該公文書を毀損し、又は汚損してはならない」と規定するとともに、同条第2項において、「前項の規定に違反した者又は違反するおそれがあると認められる者に対し、公文書の閲覧を停止させ、又は禁止することができる」ことを規定している。
- 7 公文書の公開に際し、公開請求者が視聴覚障害者である場合は、その公開の方法について格別の配慮をしなければならない。

第16条（手数料）

第16条 実施機関に対して公開請求又は第12条に規定する公文書の公開の申出をする者（この条において「公開請求者等」という。）は、東広島市手数料条例（平成12年東広島市条例第12号）に定める手数料を納めなければならない。ただし、次に掲げる場合には、手数料を徴収しない。

- (1) 実施機関が第7条第1項の公開しない旨の決定をした場合
 - (2) 公開請求者等が閲覧の方法により公開を受ける場合
 - (3) 公開請求者等が電子情報処理組織（実施機関の仕様に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して公開請求又は第12条に規定する公文書の公開の申出を行い、当該電子情報処理組織による交付を受ける場合
- 2 市長は、東広島市手数料条例の定めるところにより、前項の手数料を減額し、又は免除することができる。

【趣旨】

- 1 本条は、公開請求者等が東広島市手数料条例（以下「手数料条例」という。）に定める手数料を納めなければならない旨と定めたものである。
- 2 公文書の写し等は、複写機により複写したもののほか、電磁的記録の場合は紙等に出力したものをいう。
なお、公文書の閲覧及び視聴に要する費用は、条例の制定の趣旨、目的（市民の公文書の公開を求める権利）から手数料の納付を要しないこととしている。
- 3 手数料については、手数料条例の規定により、減免することができることを定めている。

【解釈及び運用】

- 1 公文書の写し等は、手数料条例に定める手数料を公開請求者が納付した後に交付するものとする。
- 2 公開請求者等は、原則として手数料条例に定める手数料を納めなければならないが、その例外として、次のいずれかに該当する場合は手数料を徴収しない旨を規定している。
 - (1) 実施機関が非公開決定をした場合
 - (2) 公開請求者等が閲覧の方法により公開を受ける場合
 - (3) 公開請求者等が電子申請システムを使用して公開請求等を行い、電子申請システム上で公開を受ける場合
- 3 手数料の減額又は免除は、手数料条例の規定に従って行わなければならないが、同条例において、次のいずれかに該当する場合を規定している。
 - (1) 法令の規定により取り扱うもの
 - (2) 官公署から請求があったもの
 - (3) 公費の扶助を受けている者から請求があったもの
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの
- 4 手数料の額については、次のとおりである。

手数料を徴収する事務	手数料の名称	区分及び単位			手数料の金額	
情報公開条例に基づく公文書の公開請求及び任意的公開の申出に係る公文書の写し等の交付	公文書の写し等の交付手数料	白黒	A 4及びA 3	1枚につき	10円	
			A 2	1枚につき	50円	
			A 1	1枚につき	90円	
			A 0	1枚につき	170円	
		カラー	A 4及びA 3	1枚につき	20円	
			A 2	1枚につき	60円	
			A 1	1枚につき	120円	
			A 0	1枚につき	220円	
		光ディスクその他の媒体				作成に要する費用の範囲内での都度定める額

- (1) 用紙の両面に作成した写しを交付する場合は、片面を1枚として手数料の額を算定する。
- (2) この表における公文書の写し等の交付の方法は、文書、図画、写真若しくはフィルムを複写機により用紙に複写し、若しくは電磁的記録を用紙に出力し、又は光ディスクその他の媒体に複写し、若しくは出力したものを交付することにより行うものとする。

第3章 審査請求等

第17条（審理員による審理手続に関する規定の適用除外）

第17条 公開決定等又は公開請求に係る不作為についての審査請求は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第9条第1項本文の規定は、適用しない。

【趣旨】

本条は、東広島市情報公開・個人情報保護審査会（以下単に「審査会」という。）が設置されていることを前提に、行政不服審査法第9条第1項ただし書の規定を適用し、公開請求に対する公開決定等又は公開請求に係る不作為についての審査請求は、審理員による審理手続を行わないこととしたものである。

【解釈及び運用】

- 1 公文書の公開請求に対する公開決定等又は公開請求に係る不作為についての審査請求は、第三者機関として設置した審査会に諮問し、同審査会において中立公平な審理が行われているため、行政不服審査法で規定された審理員による審理手続を経る必要性がなく、審理員による審理手続の規定の適用を除外したものである。
- 2 審理員による審理手続の適用除外により、行政不服審査法第9条第3項の読替規定により、弁明書の作成及び送付（同法第29条第2項及び第5項）、反論書及び意見書の提出（同法第30条第1項及び第2項）、審理手続の終結（同法第41条各項）など、審理員が行う審理手続を審査庁が行うこととなる。

第18条（審査会への諮問）

第18条 公開決定等又は公開請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に係る審査庁は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、東広島市情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合。
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を公開することとする場合（当該公文書の公開について反対意見書が提出されている場合を除く。）

2 前項の規定による諮問は、次に掲げる書面を添えてするものとする。

- (1) 法第9条第3項において読み替えて適用する法第29条第2項の弁明書の写し
- (2) 法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第30条第1項の規定により反論書の提出があったときは、当該反論書の写し
- (3) 法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第30条第2項の規定により意見書の提出があったときは、当該意見書の写し

3 第1項の規定により諮問をした審査庁は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人（法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）
- (2) 公開請求者（公開請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該審査請求に係る公文書の公開について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

4 審査庁は、第1項の規定による諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重し、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

【趣旨】

- 1 本条は、公文書の公開決定等及び公開請求に係る不作為について、行政不服審査法の規定に基づく審査請求（以下「審査請求」という。）がされた場合の手続を定めたものである。

- 2 審査請求を却下する場合等を除き、公平かつ客観的な判断を担保するため、第三者で構成する審査会に諮問し、その答申を尊重して審査庁が裁決する独自の救済手続を定めたものである。

【解釈及び運用】

- 1 第1項の「公開決定等」とは、第7条第2項の公開決定等をいう。
- 2 本条の審査請求は、公開請求に係る公文書に第三者の情報が含まれている場合において、公文書の公開に反対意見書を提出したのから審査請求がされた場合を含む。
 なお、第三者が審査請求をした場合においてもなお、実施機関が当該公文書を公開する場合は、当該審査請求の利益が失われることになるため、当該審査請求がされた場合には、行政不服審査法第25条に規定する執行停止（公文書の公開の停止）を適用すべきである。
- 3 審査請求がされた場合の審査庁は、実施機関の別に応じて次に掲げるとおりである。

実施機関 (処分庁)	市長	行政委員会	議長	消防長
審査庁	市長 (部局内の他課)	行政委員会 (部局内の他課)	議長	市長 (局内の他課)

他課のない行政委員会及び議長の審査庁は、当該事務局が審査庁となる。

- 4 第1項第1号は、審査請求が審査請求人適格を欠く場合、期間経過後の審査請求である場合など、審査会による審査の必要性が認められず、却下する場合をいう。
- 5 第1項第2号は、公文書の部分公開又は非公開を取り消し、又は変更し、審査請求の対象となった公文書の全部を公開する場合には、審査請求の利益が失われ、審査会による審査の必要性が認められないため、諮問を要しないこととするものである。ただし、公文書の公開に反対意見書が提出されている場合は、公文書を公開することが反対意見者の利益を害することになるため、審査会への諮問を要する。
- 6 第4項の「これを尊重し」とは、審査会が第三者による客観的判断をするための機関として設置されたことに鑑み、審査庁は、特段の合理的理由（答申の内容が違法であるなど）がない限り、審査会の答申を尊重することとしたものである。
- 7 審査会の答申と異なる内容の裁決をする場合は、裁決書に当該異なることとなった理由を付記しなければならない。

第19条（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続）

第19条 第14条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 公開決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る公開決定等（公開請求に係る公文書の全部を公開する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る公文書を公開する旨の裁決（第三者である参加人が当該公文書の公開に反対の意思を表示している場合に限る。）

【趣旨】

本条は、第三者からの審査請求を却下し、若しくは棄却する場合又は部分公開若しくは非公開の決定を変更して公開する場合に、当該裁決又は決定と公開を実施する日との間に少なくとも2週間を置くこと等により、当該審査請求をしたものに行政争訟の機会を確保することを定めたものである。

【解釈及び運用】

- 1 公文書がいったん公開されると、当該公開に審査請求をした第三者に回復しがたい損害が生じるおそれがある。よって、公開の実施前に、当該審査請求をした第三者に行政争訟の機会を確保する期間（少なくとも2週間）を設けることを義務付けるものである。
- 2 部分公開又は非公開の決定に対し、公開請求者から審査請求がされた場合において、当該決定が取り消され、第三者の情報が公開されるときは、当該第三者に回復しがたい損害が生じるおそれがある。よって、当該第三者に行政争訟の機会を確保する期間（少なくとも2週間）を設けることを義務付けるものである。ただし、速やかな公開を求める公開請求者の利益を考慮し、当該第三者が参加人となり、公開に反対の意思表示をしている場合に限り、本条を適用するものである。
- 3 本条の適用においては、第1号及び第2号のいずれの場合であっても、第14条第3項ただし書を準用し、「直ちに、裁決をした旨及びその理由並びに公開を実施する日」を書面により通知しなければならない

第4章 雑則

第20条（法令等との調整）

- 第20条 実施機関は、法令等の規定により、公開請求に係る公文書が第15条第2項に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（公開の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同項の規定にかかわらず、当該公文書については、当該同一の方法による公開を行わない。ただし、当該法令等の規定に一定の場合には公開をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。
- 2 法令等の規定に定める公開の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を第15条第2項の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。
 - 3 この条例の規定は、図書館その他これに類する市の施設において市民の利用に供することを目的として管理している公文書については、適用しない。

【趣旨】

- 1 第1項関係
法令等の規定により、公文書が条例に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合は、この条例により法令等と同一の方法による公開を行わないことを定めたものである。
- 2 第2項関係
法令等の規定に定める公開の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を第15条第2項の閲覧とみなすことを定めたものである。
- 3 第3項関係
図書館等の施設において市民の利用に供する目的で管理されている公文書は、当該施設の利用規程等に基づいて閲覧等が行われることから、この条例の規定を適用しないことを定めたものである。

【解釈及び運用】

- 1 法令等の規定により、公開請求に係る公文書が第15条第2項に規定する閲覧（縦覧）、写しの交付等と同一の方法で開示することとされている場合（公開の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、当該法令等の規定により当該公文書の公開についての判断をするべきであり、条例の適用除外とする。
- 2 法令等に公文書の閲覧（縦覧）、写しの交付等について定めがある場合であつ

ても、次のような場合は、本条例を適用する。

- (1) 法令等が対象者を限定している場合において、当該対象者以外のものから公開請求があったとき。
- (2) 法令等が閲覧（縦覧）の期間を限定している場合において、その期間外に公開請求があったとき。
- (3) 法令等が閲覧（縦覧）の対象公文書の範囲を限定している場合において、対象公文書以外の公開請求があったとき。
- (4) 法令等が閲覧（縦覧）の手続についてのみ定めている場合において、公文書の写し等の交付の請求があったとき。
- (5) 法令等が謄本、抄本その他の写しの交付の手続についてのみ定めている場合において、公文書の閲覧の請求があったとき。

3 第3項の「その他これに類する市の施設」とは、東広島市立中央図書館のほか、広く市民等に対して図書、刊行物、資料等を閲覧させ、又は写し等の交付を事務事業として行っている市の施設をいう。これらの施設で管理している公文書であっても、市民等への閲覧等を前提としないものは、この条例を適用する。

第21条（情報の提供）

第21条 実施機関は、この条例による公文書の公開を実施するほか、市政に関する情報を市民に積極的に提供するよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、実施機関が市民の情報公開に係るニーズに迅速かつ的確に対応し、公文書公開制度等の効率的な運用を図るため、市民を対象とした情報提供を積極的に行うよう努めることを定めたものである。

【解釈及び運用】

- 1 「情報提供」とは、市民からの公開請求や公開の申出を待つまでもなく、その保有する情報を実施機関の自主的な判断で市民に提供することをいい、具体的には、テレビやラジオでの放送、市ホームページや広報誌への掲載その他自主的な行政資料の配布等をいう。
また、東広島市情報提供の推進に関する要綱（令和5年4月1日制定）に規定する情報提供項目については、積極的にホームページ等で提供するよう努めるものとする。
- 2 実施機関は、その提供する情報の質及び量を充実させるとともに、市民に迅速かつ容易に情報を提供する体制を整備する必要がある。

第22条（出資法人の情報公開）

第22条 市が出資している法人で規則で定めるものは、この条例の趣旨にのっとり、その保有する情報の公開に関し必要な措置を講じるよう努めなければならない。

【趣旨】

本条は、市出資法人のうち、規則で定める出資法人が保有する情報の公開に関して、法人自身の取組みに係る努力義務及び実施機関の所管法人に対する指導に係る努力義務について定めたものである。

【解釈及び運用】

- 1 市出資法人は、市の出資を受け、市の業務を受託又は代行している点において、市と同様に、市民に対して情報を公開することが求められていることに鑑み、市に準じて情報の公開に関し必要な措置を講じる努力義務を有する。
「～は、市が100%出資した法人であり、その公共性の高さに鑑みると、その保有する情報の公開は市に準じて取り扱われることが強く要請されているというべきである。このことに鑑み、実施機関においては、～に対し、～の情報公開規程を条例の趣旨に則して再検討することを強く求めるべきである（平成28年本市審査会答申）」
- 2 規則で定める出資法人は、東広島市土地開発公社及び公益財団法人東広島市教育文化振興事業団である。
- 3 「必要な措置を講じる」とは、当該法人の文書管理規程或いは情報公開に必要な規程を設けるなど、市民に対し、自ら保有する情報を公開するための制度を整備し、及び運用することをいう。

第23条（検索資料の作成）

第23条 実施機関は、公文書を検索するための資料を作成し、一般の利用に供するものとする。

【趣旨】

本条は、公文書公開制度を利用する市民の便宜を図るため、公文書の検索に必要な資料を作成し、一般の利用に供することを実施機関の責務として定めたものである。

【解釈及び運用】

- 1 公文書の公開を請求しようとするものは、請求に係る公文書を特定する必要があるが、市民にとって実施機関がどのような公文書を保管しているのか必ずしも明らかではない。このため、実施機関は、その保管している公文書の検索に必要な資料を作成し、これを一般の利用に供するものとする。
- 2 「公文書を検索するための資料」とは、各実施機関が定める文書事務取扱規程等に基づく分類、検索のための資料をいい、具体的には、「文書引継書」、「ファイル基準表」などをいう。
- 3 「一般の利用に供する」とは、文書引継書、ファイル基準表などを備え、閲覧できるようにすることをいう。

第24条（運用状況の公表）

第24条 市長は、毎年度、各実施機関におけるこの条例の運用の状況を取りまとめ、公表するものとする。

【趣旨】

本条は、公文書公開制度の適正な運営と健全な発展を期するため、その運用状況の公表に関する市長の責務を定めたものである。

【解釈及び運用】

- 1 市長は、年度の各実施機関別の制度の運用状況を取りまとめ、翌年度に公表するものとする。
- 2 公表する事項は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 請求件数
 - (2) 公開・非公開の件数
 - (3) 審査請求の状況
 - (4) その他必要な事項
- 3 公表は、ホームページ等への掲載により行うものとする。

第25条（委任）

第25条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

【趣旨】

本条は、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることとしたものである。